

全建事発第 046 号
令和 7 年 7 月 16 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 今 井 雅 則
〔公 印 省 略〕

過去に製造販売されていた製品の一部に石綿の含有が
確認された事案について（注意喚起）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建築物、工作物及び船舶（以下「建築物等」という。）の解体又は改修の作業については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）等に基づき、事業者には石綿ばく露防止のための措置が義務付けられており、事前調査において石綿含有の有無を確認し、必要なばく露防止対策を講じる必要があります。

今般、過去に製造販売された製品の一部（製品に使用されている耐火接着剤）に石綿が含まれている事案が判明しましたので、建築物等の解体又は改修の作業において、事前調査等で当該製品が使用されている場合には、石綿則等に基づく措置を確実に講じること等について、厚生労働省より別添のとおり、周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・ 厚生労働省通知文（関係団体通知文 20250711）

以 上

【担当】 事業部 八重樫

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp